

足立区バスケットボール連盟 罰則規定

違反	内容	現場での処置	罰則
地域体育館への車の乗り入れ	路上駐車	① 体育館に車の移動アナウンス	罰則①摘要
		② 警察に110番通報する	
ペットボトル	ペットボトルの施設への持込み	ペットボトルの持ち帰りを指導する	罰則①摘要
土足・喫煙	土足・指定場所以外での喫煙	その場で上下履きの区別をさせる・喫煙を中止にさせる	罰則①摘要
帯同審判	帯同審判を行わない	① 帯同審判の代行者を探す	罰則②摘要
		② 違反チームが¥2,000/1人を支払うようにする	
オフィシャル・得点付・モップ	オフィシャル等を行わない	① オフィシャル等の代行者を探す	罰則②摘要
		② 違反チームが¥1,000/1人を支払うようにする	
ダブル登録	同一人物が複数のチームへの登録	代表者会議以降に発覚の場合、その大会には出場出来ない	罰則①摘要
		出場が発覚の場合は、出場チームを没収し、次大会の出場を認めない	罰則②摘要
不正出場	未登録者の試合出場	① 試合開始前ならば、メンバー表と登録用紙を確認し未然に防ぐ	罰則①摘要
		② 試合開始後ならば、競技規則により処置をする(注1)	罰則②摘要
		③ 試合終了後ならば、代表者にコート責任者より嚴重注意	罰則②摘要
	同一人物が複数のチームへ出場	発覚したその試合を没収する	罰則③摘要
無断棄権	試合当日の無断棄権	体育館の使用を相手にチームに使用許可する	罰則③摘要
暴力事件	試合中のファイティング	競技規則により処置する(注2)	罰則①摘要
	試合中以外での暴力	コート責任者が当事者及び代表者より事情聴取をする	罰則④摘要

罰則①：違反チーム代表者にコート責任者より嚴重注意

罰則②：1)発覚時点で試合が開始されていない場合は、その試合を没収し、次大会の出場を認めない。

2)発覚時点で試合が開始されている場合は、即その試合を没収し、次大会の出場を認めない。

3)発覚時点で試合が終了している場合は、(ア)違反チームが試合終了時点で勝っていた場合は相手チームの20-0の没収試合とする。

(イ)違反チームが試合終了時点で負けていた場合は、その試合を没収し罰則②-1)を摘要する。

罰則③：違反を犯した選手が出場したチームの試合を全て没収し、次大会の出場を認めない。(罰則②-1)・2)・3) - (ア)を摘要)

罰則④：当事者については、無期限で出場停止処分とする。

(注1) 競技規則第38条(コーチ、アシスタントコーチ、交代要員、チーム関係者のテクニカル・ファウル)を摘要し処置する。

(注2) 競技規則第39条(ファイティング)

その他 上記に当てはまらない違反行為等は、理事長・委員長会議にて討議し処分を決定する。その後に理事会にて報告することとする。

この規定は、平成7年5月13日に制定し、平成7年5月13日より実施される。

この規定は、平成26年5月27日に改定し、平成26年5月27日より実施される。

この規定は、平成26年5月27日に改定し、平成26年5月27日より実施される。

この規定は、平成30年7月24日に改定し、平成30年7月24日より実施される。